

●香川県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成30年4月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

坂出市川津町字折居1513の1、字波指1766の1（次の図に示す部分に限る。）、1767の19、字北峯1782の2、1783の2、1784の32（以上3筆国有林）、1782の1、1783の1、1784の1、1784の15、1784の16、1784の35、1784の36、字郷師山1963の30（国有林）、1963の1、1963の25、1963の26、1963の29、1965の1、府中町字鷺ノ山甲1715の34、甲1715の36、甲1715の37、甲1715の41、甲1715の42

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

川津町字折居1513の1、字波指1766の1（次の図に示す部分に限る。）、1767の19

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び坂出市建設経済部産業課に備え置いて縦覧に供する。）